

改正案

現行

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則

別表(第三十一条関係)

別表(第三十一条関係)

項	規定	項目	内容
2・3	(略)	歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配	(略)
4	第二号ロ(1)	エレベーターの寸法並びに籠及び昇降路の有効幅	イ 籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。) 籠の内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、籠及び

項	規定	項目	内容
2・3	(略)	歩道等の縦断勾配	(略)
4	第二号ロ(1)	エレベーターの寸法並びに籠及び昇降路の有効幅	イ かの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。) かの内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、か

33	32 \ 5	
(一)第六号イ(1)	(略)	
旅客特定車 両の乗降口 に係る通路 の有効幅員		
一・四メートル。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができ		昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル ロイのエレベーター以外のもの内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、籠及び昇降路の出入口の有効幅はセンチメートル

(新設)	32 \ 5	
	(略)	
		ご及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル ロイのエレベーター以外のもの内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅はセンチメートル

改正案

現行

37	36	35	34	
第六号ハ(1)	第六号ロ(2)	第六号ロ(1)	(二)第六号イ(1)	
移動等円滑化された通路に設ける	移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口に設ける戸の有効幅	移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の有効幅	旅客特定車両の乗降口に係る通路に設ける戸の有効幅	
籠の内法幅は一・四メートル、内法奥行	は、八十センチメートル	は、八十センチメートル	は、八十センチメートル	る広さの場所を設けた上で、有効幅員は一・二メートル

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
------	------	------	------	--

39	38	
第六号二(2)	第六号二(1)	
移動等円滑化された通路に設ける	移動等円滑化された通路に設ける 傾斜路の有効幅員	エレベーターの籠の寸法並びに籠及び昇降路の出入口の有効幅
傾斜路の高さは、ただし、八パーセント。ただし、	一・二メートル。ただし、階段に併設する場合には、九十センチメートル	きは一・三メートル。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(新設)	(新設)	
------	------	--

改正案

43	42	41	40	
第六号ト(3)	第六号ト(2)	第六号ホ(3)	第六号ニ(3)	
旅客特定車の乗降場の横断勾配	旅客特定車の乗降場の縦断勾配	移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターの有効幅	移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の高さ及び踊場の踏み幅	傾斜路の縦断勾配
一パーセント。ただし、誘導車路の構造、気象状況	五パーセント。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント	八十センチメートル	一・五メートル	が十六センチメートル以下の場合においては、十二パーセント

現行

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
------	------	------	------	--

										改正案
52	51	50	49	48	47	46	45	44		
(二) 第六号又(1) (ロ)	(二) 第六号又(1) (イ)	(四) 第六号リ(7)	(二) 第六号リ(7)	(六) 第六号リ(6)	(五) 第六号リ(6)	(五) 第六号リ(5)	(二) 第六号リ(5)	第六号リ(3)		
乗車券等販売所等の出入口の有効幅	乗車券等販売所等の出入口の有効幅	乗車券等販売の有効幅	便所の出入口の有効幅	便所の出入口の有効幅	便所の出入口の有効幅	便所の出入口の有効幅	便所の出入口の有効幅	便所の出入口の有効幅	小便器の受け口の長さ	
八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	三十五センチメートル	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント	
										現行

